

議会報告会（令和7年4月）のアンケートに記載された質疑・意見とその回答

質疑・意見の内容	回答
3月6日の代表質問において、傍聴席から「ヤジ」や「拍手」などが繰り返され、議長に注意されても繰り返していました。 傍聴席は選挙応援の場ではありません。 静かな環境で市政に対する質疑応答を真摯に聞きたくて傍聴に行っているのに全く傍聴できる環境ではありません。 市長や議員の方々はこのようなルール違反を繰り返す傍聴者に対しどのように考えていらっしゃるのでしょうか。 市政の現状を把握したい他の傍聴者のためにも今後ルール違反を繰り返す傍聴者に対しルールに基づいて退席を命ずる厳正な対応をお願いいたします。	地方自治法第104条において、議場の秩序維持は、議長の責務とされております。 また、同法第130条では、傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができることとされております。 ただし、傍聴人を退場させることができるのは、一旦制止しそれでもなおやめない場合とされており、いかに妨害の程度がひどくともただちに退場させることはできないと解釈されております。 議場における秩序維持は、厳正に保つことが必要であることは議長はもちろんのこと、他議員も市職員においても当然のこととして理解しております。 今回の事案においては、二度にわたり注意をし、退場の最終通告をする段階となりました。 今後は、ご意見を参考とし、更に厳正に対応してまいります。
（市政運営において）非常に腐心されているところではありますが、議員個人や会派の垣根を超えた議会としての活動にも注力をお願いしたい。	市の課題解決への取組において、政策方針の違いから会派間の意見が異なることがあります。議案審議や政策提言などにおいては、会派を超えた審議を行い合意形成を図っております。 ご意見をいただきましたとおり、今後も議員においても会派間においても協調性を持って議会活動に取り組んでまいります。
SNSでの発信を活性化させるための対策等はどうしていくのか。	議会の活動報告や議案の審議結果などについては、内容が複雑で量も多いことから、ホームページへの誘導を主としておりますが、SNSの活用方法については専門家による研修や他市の事例を参考とし更に改善していきます。
市民参加型の仕組みづくりの考え方、実行する内容等はあるのか。 市民に関心を持ってもらうための取組について何を考えているか。	議会への参加や関心を持ってもらうための取組については、今回のような議会報告会や意見交換会を定期的に行っており、また、小・中・高の児童・生徒・学生による議会学習会を毎年受け付けてお

	り、希望された学校に対して行っております。 今後も、議会報告会の充実など、「市民に開かれた議会」を実現するための取組を推進してまいります。
自助も大切だが共助も大切にしてほしい。（横のつながり）	令和4年度の福祉健康委員会の取組の重点事項として、「重層的支援体制の整備」を掲げており、地域での互助、共助、公助のそれぞれについて、行政としての取組を調査研究しました。 政策提言として、「全ての高齢者に対して、見守りと生活支援を行き渡らせる環境を整えるためには、互助に加え、共助、公助による支援体制の構築が必要であることから、現体制の検証を行い、本市にふさわしい重層的支援体制の整備を進められたい。」との提言を行っております。 現在においては、高齢者だけでなく、支援を必要としている全ての市民を対象とした支援体制が構築されており、共助についても実効的な取組について検討しております。
自治会の健全運営で市民が地域の活性化に参加できるように民生委員として活動してきた。 自治会の一員として自覚して運営できるように組織づくりができたと思うので、他の地域から聞こえてくる「町内会に入らない人が増えている」「民生委員が誰か分からない」と聴くと悲しくなる。町内で顔が分かり、絆が生まれるのは、組が1つになって、向こう3軒両隣のつながりが大事だと思う。	報告会の中でもありましたように、自助、共助という意味では、本年の総務消防委員会においては、災害時に自分や大切な人の命を守るために何ができるかを市民の皆様一人ひとり考えていただけるように、市への政策提言を目指して調査研究してまいります。 あわせて、自治会組織の育成やサポートについても議論していきたいと考えております。